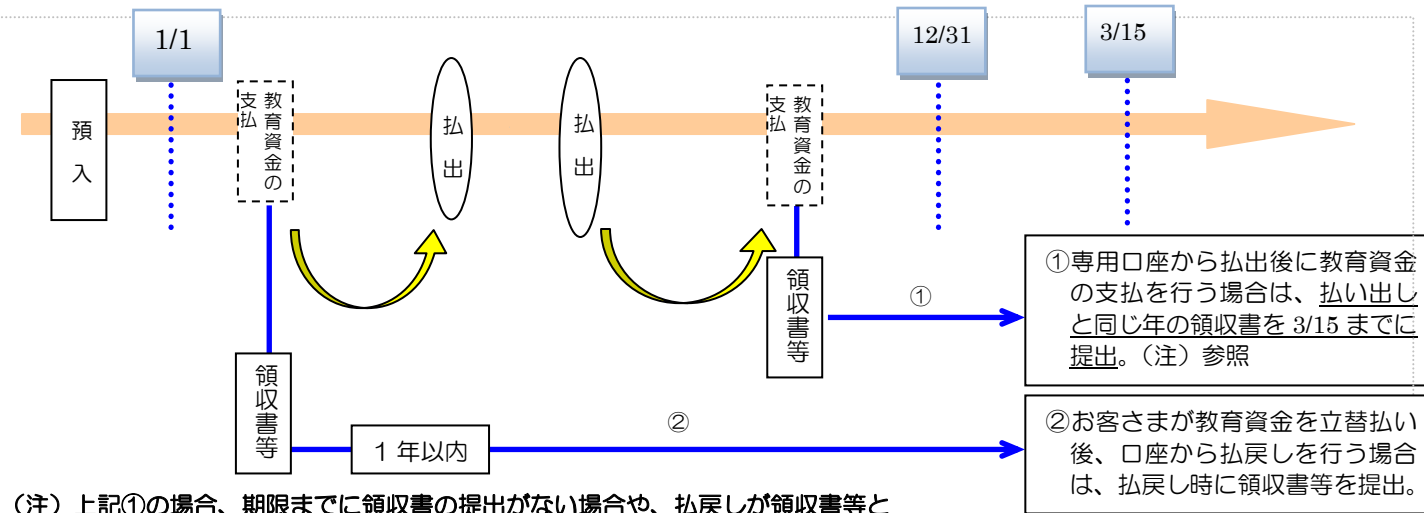


教育資金一括贈与専用普通預金「孫思い」ご利用案内

お預入れ～領収書等提出までのイメージ図



(注) 上記①の場合、期限までに領収書の提出がない場合や、払戻しが領収書等と同じ年に属していない場合は、贈与税の課税対象となります。

※上記①、②の払出し方法は口座開設時に選択していただきます。一度選択すると後日払戻し方法を変更することはできません。

IV. 教育資金管理特約の終了

お申込人との教育資金管理特約は次のいずれかに該当する場合に終了し、ただちに預金口座の解約手続きをいたします。

1. お申込人が満 30 歳になられた場合
2. お申込人が亡くなられた場合
3. 本預金口座の残高が「0」円となり、お申込人等と当金庫とで教育資金管理特約を終了させることで合意した場合

上記 1. 2. の事由により特約が終了した場合は、当金庫は預金口座を解約し残金については別途お預りします。なお、2. の事由の場合は、相続による支払手続きが必要となります。また、3. の場合は、通常の普通預金口座解約手続きと同様の方法にて手続きを行います。

非課税措置の対象となる教育資金の範囲、「学校等」・「学校等以外」の区分、「領収書等」についての詳細は文部科学省作成の「教育資金の一括非課税措置について（文部科学省ホームページ）」をご参照ください。

※文部科学省 ホームページ http://www.mext.go.jp/a_menu/kaikei/zeisei/1332772.htm

その他詳細につきましては窓口かフリーダイヤル相談コーナーまでお問い合わせください。

本預金口座開設の前に、必ず下記「注意事項」ならびに「非課税の対象となる教育資金の範囲について」をお読みください。

注意事項

- 本預金は 2013 年度税制改正における「教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置」（以下、非課税措置といいます）専用の普通預金口座です。
- 当金庫は口座開設時にお申込人（預金者）と教育資金管理特約をお申込人に交付し、教育資金管理を行います。
- 教育資金を贈与する贈与者は教育資金の贈与を受ける受贈者（お申込人）の直系尊属（曾祖父母、祖父母、父母）に限ります。
- お申込人が既に他の金融機関や当金庫の他の店舗に「教育資金非課税申告書」を提出されている場合本預金のご利用いただけません。ただし既に教育資金管理契約が終了している場合を除きます。
- 2019 年 4 月より、お申込人が贈与等を受ける年の前年における合計所得金額が 1,000 万円を超える場合には、本制度はご利用いただけません。

非課税の対象となる教育資金の範囲

(1) 学校等(注)に対して直接支払われる金銭

学校等への支払いは上限 1,500 万円

- (注) 学校等…
- 学校教育法上の幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校、各種学校
 - 認定こども園または保育所
 - 外国の教育施設
 - 外国にあるもの …その国の学校教育制度に位置付けられている学校、日本人学校、私立在外教育施設
 - 国内にあるもの …インターナショナルスクール（国際的な認証機関に認証されたもの）、外国人学校（文部科学大臣が高校相当として指定したもの）、外国大学の日本校、国際連合大学

(2) 学校等以外の者に対して直接支払われる金銭で社会通念上相当と認められるもの

学習塾やスポーツ教室等の習い事等への支払いは上記 1,500 万円のうち、500 万円を上限として非課税となります。

※学校等以外の者…学習塾、スポーツ教室、文化芸術にかかる教室等
 ※学校等で必要となる費用を業者に直接支払った場合でも、学校等における教育等に伴って必要な書類で、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと当該学校等が認めたものは、500 万円までの非課税枠の対象となります。具体的には、学校等が書面（注）にて業者を通じての購入や支払いを保護者に依頼しているものを指します。

- 例)・教科書、副教材費
 ・学校指定の学用品費（制服、体操着、ジャージ、上履き、通学カバン等）

(注)「学校等の書面」とは年度や学期の始めに配布されるプリントや「学校便り」「教科書購入票」等が該当します。この書面には、学校名、年月日、用途・費用が記載されていることが必要です。

I. 商品概要

1. 商品名	教育資金一括贈与専用普通預金「孫思い」 ※租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座
2. 販売対象	直系尊属（曾祖父母・祖父母・父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した満30歳未満の個人 ※開設可能な専用口座はお一人さまにつき1口座です。専用口座を開設した場合他の支店・金融機関での専用口座の開設はできません。 ※2019年4月より、お申込人が贈与等を受ける年の前年における合計所得金額が1,000万円を超える場合には、本制度はご利用いただけません。
3. 取扱期間	新規口座開設 2013年7月9日～2021年3月31日
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	口座開設店の窓口で随時お預入れいただけます。 ※直系尊属から贈与を受けた日から2ヵ月以内かつ2021年3月31日までに金銭を預入いただきます。 ※預入にあたっては、「贈与契約書」及び「教育資金非課税申告書（追加教育資金非課税申告書）」等をご提出いただけます。 1円以上1,500万円以下 1円単位
5. 払戻方法	原則としてお申込人の教育資金の支払にあてた資金に限り払戻しできます。 ※専用口座から払い戻す資金を教育資金としてご利用されることを確認するため、学校等からの領収書等をご提出いただけます。なお領収書等の提出がない払い戻しや教育資金以外の払い戻し等については非課税措置の適用を受けることができません。 払戻しの際は、教育資金として必要となる金額をご確認のうえ、お手続きいただきますようご注意ください。 ※領収書等に記載される支払年月日から1年以上経過している場合、非課税措置の対象外となり、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法 (4) 課税方式	<ul style="list-style-type: none"> • 毎日の店頭表示金利を適用する変動金利となります。 • 適用金利は毎日見直しされます。 <ul style="list-style-type: none"> • 年2回（2月・8月）の当金庫所定の日に元金に組入れます。 <ul style="list-style-type: none"> • 1年を365日とする日割計算 毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円として利息を計算します。 <ul style="list-style-type: none"> • 分離課税（20%） 2013年1月1日から2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%・地方税5%）の税金がかかります。
7. 手数料	なし
8. 中途解約の取扱い	原則として中途解約はできません。 なお、次の①～③いずれかの場合、口座は解約となります。①お申込人が満30歳に達した場合、②お申込人が死亡した場合、③預金残高が0円となり契約終了の合意があった場合
9. 苦情処理措置 紛争解決措置	預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：06-6412-5576）にお申し出ください。 兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。
10. 預金保険制度	• 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）
11. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> • 公共料金等の自動支払や給与、年金、配当金、公共債元利金等の自動受取はできません。 • キャッシュカードの発行はいたしません。 • インターネットバンキング・ATMでのお取引はできません。 • 「総合口座」の取扱いはできません。また「マル優」の取扱いはできません。

II. 口座開設時における必要書類

口座開設時に必要な書類等です。下記欄にチェックを入れて確認願います。

確認	必要書類	内 容
<input type="checkbox"/>	本人確認資料	運転免許証、住民基本台帳カード（顔写真付）、健康保険証（注）、パスポート、個人番号カード等 日本国籍以外の方は在留カードもしくは特別永住者証明書 注：健康保険証以外に別途住民票等が必要となります。 ※お申込人が未成年の場合は、お申込人と親権者の本人確認書類とともに、お申込人と親権者の関係がわかる確認書類（住民票等）も必要となります。 ※お申込人が満30歳以上の場合、本預金口座は開設できません。 ※お申込人の個人番号がわかる確認書類（個人番号カード等）も必要となります。
<input type="checkbox"/>	お届け印	口座開設時に必要になります。
<input type="checkbox"/>	戸籍謄本または戸籍抄本など	直系尊属からの贈与であることを確認させていただくため、贈与者がお申込人の直系尊属であることが確認できる戸籍謄本等の原本をご提示いただきます（写しをとらせていただき原本をお返しいたします）。
<input type="checkbox"/>	贈与契約書	あらかじめ書面にて、贈与者とお申込人との間で贈与契約を締結していただき「贈与契約書」の原本をご提示いただきます（写しをとらせていただき原本をお返しいたします）。
<input type="checkbox"/>	教育資金非課税申告書(原本)	非課税措置の適用を受ける金額（お預入れ金額と同額である必要があります）等必要事項を記載していただきます。 ※教育資金非課税申告書はお申込人の住所地に所在する各税務署に当金庫から提出いたします。 平成28年1月以降に提出する教育資金非課税申告書には、個人番号の記載が必要となります。 ※教育資金非課税申告書は店頭にご用意しております。
<input type="checkbox"/>	贈与資金	贈与資金は贈与契約締結後2ヵ月以内に当金庫にお預けいただく必要がございますのでご注意ください。預入期限は2021年3月31日までとなります。
<input type="checkbox"/>	所得確認資料	①合計所得金額に関する確認書、②お申込人（受贈者）の源泉徴収票または確定申告書の写し

III. 専用口座からの引き出しおよび領収書等のご提出

専用口座からの払戻し方法は、以下の2つの方法があります。一度選択すると、変更はできませんのでお客さまのご都合に合わせて選択願います。

払戻し方法	都度方式	後日方式
	教育資金を一旦お支払いいただいた後、領収書のご提出とともに、専用口座から払戻しをさせていただきます。	あらかじめ専用口座から払戻した資金で教育資金を支払い、後日領収書等をご提出いただきます。
受付店舗	当金庫店舗窓口（口座開設店のみ可）	
払戻時の必要書類等	通帳、届出印、領収書等（原本）、領収書等明細一覧	通帳、届出印
領収書等（原本）提出	払戻し時に窓口へ提出いただけます。	翌年3月15日までに領収書等明細一覧とともに窓口へ提出いただけます。

非課税措置を受けるためには、教育資金にお支払されたことを証明する領収書等を、期限までに提出する必要があります。

ご注意事項	<p>※領収書等に記載される支払年月日から1年以上経過している場合、非課税措置の対象外となり、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。</p> <p>※領収書等（原本）をご提示いただきます（写しをとらせていただき原本をお返しいたします）ので、あらかじめご了承ください。</p> <p>※平成28年1月以降、1回の支払金額が1万円以下で、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでの教育資金については、領収書（原本）に代えて、少額教育資金支出支払明細書を提出できます。（教育資金管理契約期間が12ヶ月に満たない年は、契約期間の月数に2万円を掛けた金額が、その年中における合計支払金額の上限となります。）</p> <p>※一度払戻しをされた資金（全部もしくは一部）を、再び専用口座に入金することはできません。払戻しの際は、教育資金として必要な金額をご確認のうえ、お手続きいただきますようご注意ください。（払戻された資金を教育資金としてお支払いされなかった場合、贈与税の課税対象となります。）</p> <p>※「後日方式」の場合は、領収書等に記載される支払年月日は専用口座からの払戻しと同じ年に属することが必要です。領収書等と同じ年に属していない払戻しは、贈与税の課税対象となりますのでご注意ください。</p>
その他各種変更の申し出	非課税措置の上限である1,500万円の範囲内で、追加して贈与する場合は新たに「贈与契約書」を締結し、「追加教育資金非課税申告書」を提出する必要があります。 また、非課税措置の上限額を減少させる場合や廃止する場合も同様に申告書を提出する必要があります。 平成28年1月以降に各税務署に提出する申告書等については、個人番号の記載が必要となります。 詳しくは窓口までお問い合わせください。